

春日井市と中部大学との相互協力の強化に関する協定

春日井市を甲とし、中部大学を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

（目的）

第1条 この協定は、これまで甲と乙が培ってきた相互の連携と協働を一層強化することにより、地域の行政課題について学術研究の成果を活かした効果的な施策展開を図るとともに、次代を担う人材の育成を行い、もって甲乙相互に地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、以下の項目について相互に協力と支援を行うものとする。

- (1) 学術研究の成果の交流
- (2) 人材及び知的資源の交流
- (3) 施設の利用
- (4) その他甲及び乙が必要と認めた事項

2 前項に基づく相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

（協定存続期間）

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年5月29日

平成18年5月29日

甲 春日井市長

乙 中部大学学長

伊藤 太

山下 興亜

春日井市と中部大学との相互協力の強化に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、春日井市と中部大学との相互協力の強化に関する協定（平成18年5月29日。以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(相互協力事項)

第2条 甲と乙は、協定第2条第1項の規定に基づき、以下の事項について相互協力を行う。

(1) 経済振興に関する産学官の連携強化

甲と乙は、新産業創出、新事業育成に向け、商工会議所との連携の下、産学共同研究や事業所からの経営大学院派遣など、地域企業の技術開発、経営、人材育成について総合的な支援を行う。

(2) 地域国際化の推進

甲と乙は、留学生を含む多文化共生の視点を踏まえた国際化施策の展開について連携を行う。

(3) 地域医療・福祉の推進

甲は、乙の学生の臨地実習、地域看護実習の積極的な受け入れを行い、「健康」「予防」分野を担う人材育成を支援するとともに、乙は、甲に対して地域の保健衛生、健康推進に関する助言、指導を行う。

(4) 食育の推進

甲は、食育に関する計画の策定において乙の専門的知見を積極的に活用するとともに、乙は、学校教育、各種講座に対する講師の派遣を行うなど、地域の食育、食の安全を連携して推進する。

(5) ボランティア、NPO 活動の推進

甲のボランティア支援センターと乙のNPOセンターの連携の下、学生の地域交流や市民活動の活性化を総合的に推進する。

(6) 災害対応に関する事項

甲と乙は、災害時におけるボランティア活動及び災害時負傷者等の収容について相互協力を行う。また、相互の災害情報発信機能の強化を図る。

(7) まちづくりに関する事項

甲と乙は、都市基盤、公共交通、防災、景観等に関する共同研究を行うほか、乙が行うまちづくり提案を支援する。また、春日井市のイメージ戦略について連携を行い、地域情報の積極的な発信に努める。

(8) 環境に関する事項

甲と乙は、環境分析、データ収集において連携を強化するとともに、環境・浄化関連施設に関する事項について技術協力、共同研究を行う。

(9) 文化振興に関する事項

芸術文化の振興、地域の文化的資源の保存、展示等について共同研究、連携を行う。

(10) 社会人教育、学校教育に関する事項

甲と乙は、図書館の相互利用のほか、相互に保有する資料の共有化を図るとともに、各種生涯学習講座への乙の講師派遣の充実、学校教育における学生ボランティアとの連携を図る。

(施設の利用)

第 3 条 甲と乙は、学術研究の発展及び施策の充実のために、それぞれ保有する施設について、その利用を可能な限り承認する。

2 施設の利用期間、使用料等前項に基づく利用の方法については、別途協議する。

(その他)

第 4 条 協定第 1 条の目的を達成するため、甲と乙は、第 2 条及び前条に規定するもののほか、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。

2 甲と乙が必要と認めた相互協力の内容については、その都度必要な協議を行い、定めるものとする。